

# 第1章

## 地域福祉活動計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨と背景

第3次福井市地域福祉活動計画（以下、「第3次活動計画」という。）は、第2次福井市地域福祉活動計画（以下、「第2次活動計画」という。）の期間（平成23年度から平成28年度まで）終了後、引き続き、誰もが安心して生活できる地域をつくるために、市社協が事務局となり、地域住民や関係機関、専門機関がお互いに協力して地域福祉の推進を目的とする民間の計画として策定します。

福井市は、市街地、新興住宅地、山間部、海岸部と多様な地理的条件、歴史的経緯が異なる49の地区で成り立っています。市内の高齢化率は平成29年2月現在で27%を超え、超高齢社会の到来が見込まれます。また、核家族化や高齢者のみ世帯の増加による家族の支え合いの希薄化や地域コミュニティの衰退といった課題が顕在化しています。このような状況



の中、公的な福祉サービスだけでは地域における福祉課題の解決は困難であり、地域社会の助け合い、支え合いの役割はますます重要となっています。

一方、福井市では平成29年度から平成33年度までの第3次地域福祉計画（以下、「行政計画」という。）の策定を行います。行政計画は福井市における地域福祉の基本的な施策を策定することになっています。

### 2 第3次地域福祉活動計画の策定

#### (1) 基本的な考え方

第2次活動計画では、「取り組む施策と柱（18項目）」及び「主な取り組み（84項目）」が細分化されすぎていました。また、福井市からの委託事業や補助事業のなかで地域福祉活動に関係が薄い項目も設けられ、総花的な計画となっていました。

そこで第3次活動計画は、第2次活動計画の振り返りから見えてきた課題や、第2次活動計画策定以降の地域福祉に関わる環境の変化に対応した計画とします。また、地域福祉活動への住民の関心やニーズが高まっていることから、このニーズを的確に見極め、計画に反映します。

そして、福井市における福祉課題を解決するために市社協が担うべき領域と検討研究すべき分野を明らかにするとともに、それぞれの取り組み内容ごとに市社協と一緒にあって関わっていただきたい人や団体を明示した行動計画とします。

## (2) 課題及びニーズの抽出方法

今回の地域福祉活動計画の作成にあたっては、下記の二つの方法で課題及びニーズを抽出し、計画に反映しています。

### ① 既存の調査結果から

市や市社協が行った各種調査(P30参照)のうち、地域福祉活動に関する課題及びニーズを抽出しました。

### ② 関係機関・団体懇談会から

関係機関・団体との意見交換をしながら幅広い意見等を集約し、その意見を策定委員会に提案、地域福祉活動計画に反映させることを目的に、平成28年5月から8月にかけて関係機関・団体懇談会を次の4分野ごとに開催しました。

- 1) 高齢者分野
- 2) 障がい者分野
- 3) 子ども・子育て分野
- 4) 地域福祉分野

(それぞれの分野で協力いただいた関係機関・団体名は、P30参照)

そして、次の項目で懇談しました。

- 1) 関係機関・団体における現状、課題、今後の方向性
- 2) 地域福祉活動を推進していくために必要なサポート
- 3) 地域におけるつながりや連携の現状確認

## 3 計画の期間

今回の活動計画の期間は、平成29(2017)年度から平成33(2021)年度までの5年間を見通したものとします。



福井市社会福祉協議会  
マスコットキャラクター  
「ふくみん」

## 4 計画の位置づけ

社会福祉法第107条では、地域福祉を推進するための行政計画として「市町村地域福祉計画」が位置づけられています。一方、同109条では、市社協は地域福祉を推進することを目的とする福祉団体と位置づけられています。

第3次活動計画は、市社協が福井市内の地区社協、社会福祉法人、当事者団体、ボランティア等の民間と力を合わせて具体的な活動や事業を推進する計画とします。



### 【参考】

#### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。